

— 飲食業等を経営されている皆様へ —

この度、政府の基本的対処方針が変更され、2月20日(日)が期限とされていた本県の「まん延防止等重点措置」が、延長されることになりました。このため、皆様に対する「営業時間の短縮」や「酒類の提供停止」等の要請を継続いたします。

なお、要請に応じていただいた場合には、別に定める申請要項に基づき協力金を支給します。コロナ禍の厳しい環境の中で度重なる要請となり誠に恐縮ですが、皆様の御協力をお願いいたします。

〈まん延防止等重点措置(延長)の概要〉

【延長期間】

- 令和4年2月21日(月)から
- 延長期間の終期については、県ホームページ等でご確認ください。
- 今回の延長に伴う要請については、延長期間の全てに応じていただくことが協力金の支給要件となります。

【飲食店への要請】 対象区域は県内全域です。

認証店(※注) 以下の①と②のどちらかを選択		非認証店
①	営業時間短縮：5時から20時までの間 酒類提供：終日停止 協力金：3万円～10万円/日×協力日数	営業時間短縮： 5時から20時までの間 酒類提供：終日停止 協力金： 3万円～10万円/日× 協力日数
②	営業時間短縮：5時から21時までの間 酒類提供：可(5時から20時まで) 協力金：2.5万円～7.5万円/日×協力日数	

(※注)「ふじのくに安全・安心認証」か「はままつ安全・安心な飲食店認証」を取得した飲食店

〈お問合せ〉ハガキ表面のコールセンターまで

静岡県ホームページ

【注】本書は、静岡県内で飲食業の許可を受けている事業所等へのお知らせです。郵送先の個々の事業所等が、営業時間の短縮要請や協力金の対象となることを通知するものではありません。

